国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

北陸地方整備局建政部
記　者　発　表

配布日時	平成３０年７月３１日
取り扱い	１５時３０分　解禁

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

国土交通省北陸地方整備局長は、本日、下記のとおり建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号。以下「登録規程」という。）に基づく登録停止措置を行いました。

記

１．措置対象業者

商号及び登録番号	代表者氏名	所在地
株式会社新光コンサルタント 国土交通大臣登録（建２５第２７１０号）	山岸　洋二	新潟県新潟市中央区 新光町1番地1

２．措置内容

登録規程第１２条第１項の規定に基づく登録の停止
登録停止対象部門：上水道及び工業用水道部門
登録停止期間：平成３０年８月１６日から平成３０年１０月１４日までの６０日間

３．措置理由

株式会社新光コンサルタントの社員１名は、佐渡市が平成２９年９月に入札を執行した「相川地区配水管布設替詳細設計業務委託」の指名競争入札に際し、同市職員から教示を受けた設計金額に基づいて算出した予定価格に近似する価格で、同社に入札及び落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

これらの事実に基づき、平成３０年５月１４日に新潟地方裁判所から、刑法(明治４０年法律第４５号)第６０条（共同正犯）及び同法第９６条の６第１項（公契約関係競売等妨害）の罪により、懲役１年・執行猶予３年の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、登録規程第１１条第２号に該当すると認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
（新潟県）新潟県政記者クラブ 新県政記者クラブ （富山県）富山県政記者クラブ （石川県）石川県政記者クラブ	北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課長　愛内（内線6121） 計画・建設産業課長補佐　高橋（内線6122） Tel 025(370)6571　FAX 025-280-8746